

# 熊本県立高等学校教育課程編成の基本方針の概要

## 1 教育課程編成の基本方針の位置付け

本教育課程編成の基本方針は、平成30年3月30日文科科学省告示第68号による高等学校学習指導要領に基づいて、設置者が定めることになっている主として専門学科において開設される各教科・科目の単位数等を中心に熊本県としての教育課程編成に係る基本的な考え方や、各教科・科目の単位数等に関する基準を定めたものである。

各学校においては、基本方針のもと、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、教育課程を編成することになる。

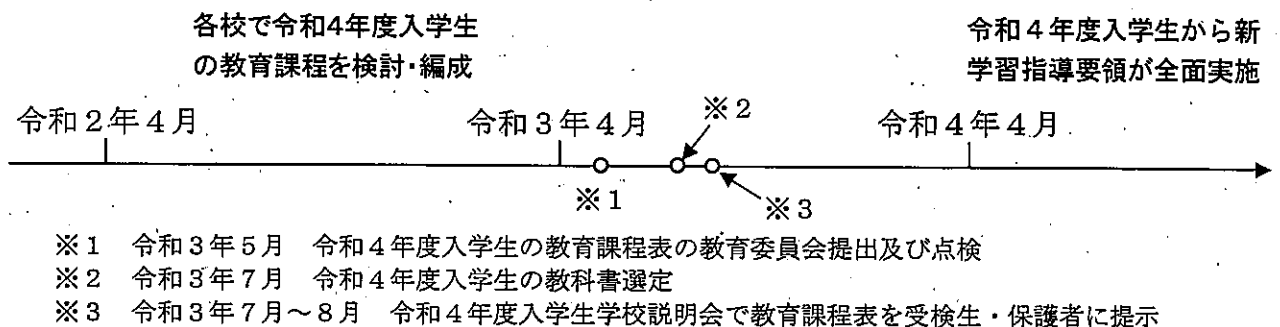
## 2 この時期に提案をしなければならない理由

新学習指導要領は、令和4年度（2022年度）入学生から全面実施であり、各校の令和4年度（2022年度）入学生の教育課程表については、教科書選定や受検生・保護者に提示するため、令和3年5月末日までに教育委員会に提出し点検を受けることになる。

そのため、各校は令和2年度中に令和4年度（2022年度）入学生の教育課程を検討し、編成することになる。

よって、今年度中に新学習指導要領に対応した教育課程編成の基本方針を各校に提示する必要がある。

### 【参考図】



## 3 教育課程編成の基本方針（案）の作成について

平成30年度（2018年度）から原案作成委員会（文科科学省新学習指導要領中央説明会及び文科科学省担当指導主事等会議に出席した指導主事等約30人で構成）を設置し、約1年をかけ原案作成に当たった。

検討については、作成委員会（教育委員会関係者、校長会会長・副会長、校長会教育課程委員会、副校長・教頭等約70人で構成）を設置し、原案作成委員会から提出された案について約半年をかけて検討を行った。更に、全ての県立高等学校の教頭及び教務主任を集め本案の説明会を実施し、約3か月間、各校からの意見等の聴取を行った。

## 4 教育課程編成の基本方針（案）の特徴

(1) 各学科に共通する各教科・科目について、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の2倍まで増やすことを可能し、一方、標準単位数の2/3（体育及び標準単位数が2単位であるものを除く）まで減じることが可能とした。

(2) 主として専門学科において開設される各教科・科目の最小の単位数と最大の単位数の範囲を適切に定めた。